

○岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例

令和四年三月二十九日条例第十四号

改正

令和 五年 三月二二日条例第一二号

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例をここに公布する。

岐阜県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行条例

(趣旨)

**第一条** この条例は、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省・国土交通省令第六号。以下「省令」という。）第三十四条、第三十五条及び第四十八条第三項の規定に基づき、畜舎等の敷地、構造又は建築設備に関する制限及び畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限について定めるほか、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号。以下「法」という。）及び省令の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第二条** この条例における用語の意義は、法及び省令に定めるところによる。

(適用区域)

**第三条** この条例中第六条から第九条までの規定は、都市計画区域及び準都市計画区域内に限り適用する。

(災害危険区域内の畜舎等の制限)

**第四条** 災害危険区域（岐阜県建築基準条例（平成八年岐阜県条例第十号。以下「建築基準条例」という。）第四条第一項に規定する災害危険区域をいう。）内においては、居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいい、省令第四条第四号に規定する居室及び室を除く。以下同じ。）を有する畜舎等（発酵槽等を除く。以下同じ。）は、建築基準条例第五条第二項の規定に適合するものとしなければならない。

(崖に近接する畜舎等の制限)

**第五条** 高さ二メートルを超える崖（建築基準条例第六条第一項に規定する崖をいう。以下同じ。）の上若しくは下又は崖面においては、居室を有する畜舎等は、同項の規定に適合するものとしなければならない。

2 高さ二メートルを超える崖の上にある畜舎等の敷地は、建築基準条例第六条第二項の規定に適合するものとしなければならない。

(大規模畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限)

**第六条** 床面積（同一敷地内に二以上の畜舎等がある場合にあっては、その床面積の合計）が千平方メートルを超える畜舎等の敷地は、建築基準条例第七条本文の規定に適合するものとしなければならない。ただし、畜舎等の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたときは、この限りでない。

（自動車車庫の用途に供する畜舎等の敷地と道路との関係に関する制限）

**第七条** 自動車車庫の用途に供する畜舎等で、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものの敷地は、建築基準条例第八条本文の規定に適合するものとしなければならない。ただし、畜舎等の周囲に広い空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、知事が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたときは、この限りでない。

**第八条** 自動車車庫（二輪車車庫を除く。次条において同じ。）の用途に供する畜舎等（その用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートル以内のものを除く。次条において同じ。）の敷地における自動車の出入口は、建築基準条例第十九条第一項本文及び第二項本文の規定に適合するものとしなければならない。ただし、知事が交通上及び安全上支障がないと認めたときは、この限りでない。

**第九条** 自動車車庫の用途に供する畜舎等に設ける自動車の出入口は、建築基準条例第二十条第一項の規定に適合するものとしなければならない。

2 自動車車庫の用途に供する畜舎等で、自動車の昇降設備を設けるものに係る自動車の出入口の前面は、建築基準条例第二十条第二項の規定に適合するものとしなければならない。

（適用の除外）

**第十条** 市町村が省令第三十四条、第三十五条及び第四十八条第三項の規定に基づき条例を定めたときは、当該条例の効力が発生した時から、当該市町村の区域内においては、この条例の関係規定は、適用しない。

（委任）

**第十一条** この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月二十二日条例第十二号）

この条例は、令和五年四月一日から施行する。